

令和2年第1回定例会（6月議会）
総務企画委員会（分科会）会議録
書記 齊藤 昂 太 録

招集年月日時 令和2年6月12日(金曜日)
予算特別委員会終了後
招 集 場 所 議事堂 総務企画委員会室

本定例会（6月議会）における案件（委員会）

- 1 議案第136号
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第137号
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第138号
秋田県県税条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第139号
秋田県県税条例等の一部を改正する条例案
- 5 議案第149号
交通事故に係る和解について
- 6 請願第3号
迎撃ミサイルシステム「地上イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について
- 7 請願第5号
秋田県議会に「イーグリス・アショア」配備反対の意思表示を求める請願について
- 8 請願第6号
イーグリス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表明を求める請願について
- 9 請願第12号
県議会として、秋田市新屋への地上イーグリス配備反対の意思表明を求める請願について
- 10 請願第13号
秋田県議会として、イーグリス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表明を求める請願について
- 11 請願第14号
秋田市新屋へのイーグリス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について
- 12 請願第15号
陸上自衛隊新屋演習場へのイーグリス・アショア配備計画の撤回を求める請願について
- 13 請願第20号
新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イーグリス・アショア」配備計画に反対を求める請願について
- 14 請願第21号
陸上自衛隊新屋演習場にイーグリス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について
- 15 請願第22号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 16 請願第23号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 17 請願第24号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 18 請願第25号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 19 請願第26号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 20 請願第27号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 21 請願第28号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 22 請願第29号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 23 請願第30号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 24 請願第31号
地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
- 25 請願第34号
イーグリス・アショアの新屋配備計画を白紙撤回させるため、県議会として新屋設置を認めないとする意思の表明を求める請願について
- 26 請願第35号

配備計画の白紙撤回を促すため、県議会がイー
ジス・アショアの新屋配備を認めないとする意思
表示を求める請願について

27 陳情第9号-26

テレビ難視聴地域解消に向けた光ファイバ等整
備の地域間格差是正について

28 意見書案（議員提出）

新屋演習場を含む現行のイー
ジス・アショア配
備計画について白紙撤回の決定を求める意見書

29 意見書案（議員提出）

台湾の世界保健機関（WHO）年次総会へのオ
プザバー参加を求める意見書

30 付託案件以外の所管事項

本定例会（6月議会）における案件（分科会）

1 議案第133号

令和2年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（総務部及びあきた未来創造部の関係部門）

2 議案第160号

令和2年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（総務部の関係部門）

令和2年6月12日（金曜日）

本日の会議案件

1 会議録署名員の指名

2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	田中紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

会議の概要

午前10時31分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部次長	神部秀行
財政課長	神谷美来
企画振興部長	出口廣晴
あきた未来創造部長	高橋修
議会事務局長	恵比原史
人事委員会事務局長	高橋能成

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通して、会議録署名員に
は、工藤嘉範委員、加藤麻里委員を指名します。

次に、審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりま
すので、これらを御覧ください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありま
せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は原案のとおりとすることに決定されま
した。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程から
ずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知お
きください。

本日はこれをもって散会し、6月23日、火曜日、
予算特別委員会終了後に、委員会及び分科会を開き、
総務部関係の審査を行います。

散会します。

午前10時32分 散会

令和2年6月23日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第133号
令和2年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第136号
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第137号
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第138号
秋田県県税条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第139号
秋田県県税条例等の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 7 議案第160号
令和2年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 8 請願第3号
迎撃ミサイルシステム「地上イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について（趣旨説明・質疑）
- 9 請願第5号
秋田県議会に「イーグリス・アショア」配備反対の意思表示を求める請願について
（趣旨説明・質疑）
- 10 請願第6号
イーグリス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について
（趣旨説明・質疑）
- 11 請願第12号
県議会として、秋田市新屋への地上イーグリス配備反対の意思表示を求める請願について
（趣旨説明・質疑）
- 12 請願第13号
秋田県議会として、イーグリス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請願について
（趣旨説明・質疑）
- 13 請願第14号
秋田市新屋へのイーグリス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について
（趣旨説明・質疑）
- 14 請願第15号
陸上自衛隊新屋演習場へのイーグリス・アショア

配備計画の撤回を求める請願について

（趣旨説明・質疑）

15 請願第20号

新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イーグリス・アショア」配備計画に反対を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

16 請願第21号

陸上自衛隊新屋演習場にイーグリス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について
（趣旨説明・質疑）

17 請願第22号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

18 請願第23号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

19 請願第24号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

20 請願第25号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

21 請願第26号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

22 請願第27号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

23 請願第28号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

24 請願第29号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

25 請願第30号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について
（趣旨説明・質疑）

26 請願第31号

地上配備型迎撃システム「イーグリス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を

求める請願について (趣旨説明・質疑)
27 請願第34号
 イービス・アショアの新屋配備計画を白紙撤回させるため、県議会として新屋設置を認めないとする意思の表明を求める請願について
 (趣旨説明・質疑)

28 請願第35号
 配備計画の白紙撤回を促すため、県議会がイービス・アショアの新屋配備を認めないとする意思表示を求める請願について (趣旨説明・質疑)

29 意見書案(議員提出)
 新屋演習場を含む現行のイービス・アショア配備計画について白紙撤回の決定を求める意見書
 (文案検討依頼)

30 総務部関係の付託案件以外の所管事項(質疑)

31 陳情第9号-26
 テレビ難視聴地域解消に向けた光ファイバ等整備の地域間格差是正について (質疑)

32 意見書案(議員提出)
 台湾の世界保健機関(WHO)年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書(文案検討依頼)

33 企画振興部関係の付託案件以外の所管事項
 (趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長)	鈴木健太
副委員長(副会長)	近藤健一郎
委員(分科員)	佐藤賢一郎
委員(分科員)	工藤嘉範
委員(分科員)	住谷達
委員(分科員)	東海林洋
委員(分科員)	加藤麻里
委員(分科員)	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	田中紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

会議の概要

午前10時50分 開議

出席委員(分科員)

委員長(会長)	鈴木健太
副委員長(副会長)	近藤健一郎

委員(分科員)	佐藤賢一郎
委員(分科員)	工藤嘉範
委員(分科員)	住谷達
委員(分科員)	東海林洋
委員(分科員)	加藤麻里
委員(分科員)	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)	広報監
	渡辺雅人
総務部次長	神部秀行
総務部次長(兼)副危機管理監	
	小野正則
総務課長	坂本雅和
秘書課長	高橋一也
人事課長	山木将弘
財政課長	神谷美来
税務課長	加賀谷敏実
徴収特別対策室長	小林伸也
広報広聴課長	菅生淑子
総合防災課長	佐藤和彦

委員長(会長)

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会総務企画分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通して、分科会会議録署名員には、工藤嘉範分科員、加藤麻里分科員を指名します。

それでは、総務部関係の議案に関する審査を行います。

議案第136号、議案第137号、議案第138号及び議案第139号、以上4件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第133号及び議案第160号のうち総務部に関係する部門の審査を行います。

総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長(会長)

次に、関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔27〕、〔30〕、提出資料及び当日配付資料により説明】

人事課長

【議案〔29〕及び提出資料により説明】

税務課長

【議案〔29〕及び提出資料により説明】

委員長(会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は各課一括して行います。

住谷達委員（分科員）

議案第137号について伺います。提出資料の2改正内容の(2)の「新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置」うんぬんというところについては、新型コロナウイルス感染症関係の改正だということは理解できるのですが、仮にワクチンや治療薬ができた場合、この改正条例はどうなるのですか。そのまま継続するのですか。

人事課長

新型コロナウイルス感染症のワクチンが開発されるなど情勢が変化した場合には、再度の見直しという話になってくるのではないかと思います。現在のところ、国からはこれ以上の説明はなされていません。状況変化に応じて、国が日額3,000円、4,000円という防疫等業務手当の金額を変更した場合には、県もそれに準ずる形で対応していくものと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

関連で伺います。挙げられている作業に当たった場合に手当を支給することは必要だと思うのですが、適切に支給されるためには、作業に従事したことを証明しなくてはならないわけですよね。自己申告ではないと思うのですが、実際に支給対象の作業に当たったことを認定して、手当を支給するシステムは、どのような形になるのかお知らせください。

人事課長

手当の支給対象となる作業には、当然のことながら業務命令を受けて従事することになります。一番あいまいなのは、日額3,000円の作業と日額4,000円の患者等の身体に直接接触する作業の区別の部分ですが、その部分については、本人からの復命等に基づいて、日額4,000円のほうに切り替えることになると考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

その認定は、上司の判断で行われることになるのでしょうか。それとも、それをきちんと認定する何らかの機関が判断することになるのでしょうか。

人事課長

認定を行う団体はなく、飽くまで作業の復命等に基づき、上司が判断することになると考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

身の危険を冒しながら作業に当たるわけですから、作業に当たる側も認定する側も、きちんと納得できるような体制を、システムとして整備してほしいと思いますので、意見として述べておきます。

近藤健一郎委員（分科員）

財政課長にお尋ねします。現在、財調（財政調整基金）が枯渇するほどお金を全部吐き出してまで、新型コロナウイルス感染症対策等につき込んでいますよね。変な言い方ですが、いわゆるお金の余裕はないわけですよね。これから大雨や台風の時期が来ますが、そのような災害が発生した場合、財調も何もない状態でどのように対応するのでしょうか。起債——借金してでも予算措置するしかないと思うのですが、どのようなことを想定しているのですか。

財政課長

財政調整基金がゼロになったというのは、飽くまで一時的な話であり、今実際に県の口座がゼロになっているわけではなくて、暫定的にそのような状況になっているということです。数字の上で現在県が一般財源として使えるお金としては、昨年度からの繰越金の残額約22億円があります。また、約57億円の臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）があります。これについては現在企画振興部を通じて国に申請を行っており、やり取りをしている最中ですが、今のところ、これは駄目、あれは駄目といった厳しい話にはなっていないと伺っています。国の了解——調整が取れましたら、交付額分について速やかに財源を振り替えれば、一定程度、財政調整基金の基金残高が戻ることになると見込んでいます。

近藤健一郎委員（分科員）

使った財調と同じくらいの額の臨時交付金が国から交付されると理解していいのですか。

財政課長

積み戻すという表現は適切ではないですが、仮に国から臨時交付金が57億円交付されるとすれば、現在歳入に充てている一財（一般財源）と57億円分財源振替することにより、一財が57億円浮くことになり、それは次年度に財政調整基金に積み立てるための財源として使われることになると思います。なお、仮にそうなった場合の現時点における令和2年度末の財政2基金（秋田県財政調整基金と秋田県減債基金のこと）の実質残高見込みは、273億円程度となります。

近藤健一郎委員（分科員）

分かりましたが、いずれにしても、今は財調がないわけですから、万が一災害が発生した場合は、先ほどの答弁にあった繰越金で対応していくということですね。

財政課長

まずはそうなると思いますが——必要に応じて対応していくことになると思います。

近藤健一郎委員（分科員）

必要に応じて、何をどうやって対応するのですか。

総務部次長（神部秀行）

当面繰越金で賄える範囲内であれば繰越金を使い、それでは足りない場合で、かつ国の臨時交付金による財源振替前に財源を何とかしなければならぬとすれば、例えば県の借金を返すための公債費の財源に、減債基金をもっと取り崩して充てて、そこに充てていた一般財源を浮かせて災害対応に回すという手段があります。あるいは、行政改革推進債を発行することによる借金も可能——多分発行可能額はもう10億円くらいあると思いますので——ですので、最終的にはそのような非常手段で対応していくことになると思います。

工藤嘉範委員（分科員）

税務課長に、社会福祉施設にあてがう法人の県民税の税率の特例措置を5年間延長するという条例改正（議案第138号のこと）について伺います。秋田県にこれだけの法人税を納めてくれている企業がたくさんあるのは、ありがたいことだと思うのですが、今回特例措置を延長する——税率を上げたときの議論についてもよく分からないのですが——に至ったプロセスがよく分かりません。企業側には「県税の税率を勝手に上げて」といった思いはないのでしょうか。平均で大体十五、六万円くらい税額が上がるのが、企業にとって果たして大きいのか小さいのかといった感覚の話は別にして、どのような議論というか経緯があって、5年間延長するのでしょうか。福祉関連ですから、目的税みたいなものだと理解するのですが、「期限切れが迫ってきたから、今回また5年間延長するよ。」というのは、県側の一方的な意思なのか、その辺りの決定のプロセスというか、法人側に対してどのようにアプローチしてきたのかという、決定の経緯がいま一つ分からないので、説明いただければありがたいです。

税務課長

長年続いていることもありまして、企業側への説明は特に行っていません。健康福祉部との話合いにより、先方が財源を必要としていることを重視したのですが、庁内の話ばかりで企業側への説明はおろそかになっているところは確かにあり、大変申し訳なく思っています。ただ、先ほどの説明の際も述べましたが、全国ほぼ同じ仕組みで、1.8%の税率を設けている——東京、大阪は2%ですが——という事情もあります。

工藤嘉範委員（分科員）

冒頭で住谷委員から質疑があった特殊勤務手当についても、手当の額が全国一律というか、なぜ日額3,000円、4,000円と同じなのかよく分からないのですが、いずれにせよ、今回改正の対象となっている福祉関係のことについても、いつからそうになっているのかも、私は深く理解していません。

納税している企業は、今年の税金はこれだけとい

った感じでどんと納めるから、期限を切って多く納めているという意識がもしかしたら薄いかもしれません。ただ、納税者に対して感謝の気持ちを示すという意味では、納税者に対する説明などのプロセスを丁寧に経たほうがいいのではないかと考えて述べました。機会があれば、説明をしたほうがいいのではないかと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で総務部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、総務部関係の請願の審査を行います。

配付しております請願一覧表により審査を行います。継続審査となっております、1ページの請願第3号「迎撃ミサイルシステム『地上イージス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について」、4ページの請願第5号「秋田県議会に『イージス・アショア』配備反対の意思表示を求める請願について」、5ページの請願第6号「イージス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について」、6ページの請願第12号「県議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意思表示を求める請願について」、7ページの請願第13号「秋田県議会として、イージス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請願について」、8ページの請願第14号「秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について」、9ページの請願第15号「陸上自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア配備計画の撤回を求める請願について」、10ページの請願第20号「新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム『イージス・アショア』配備計画に反対を求める請願について」、11ページの請願第21号「陸上自衛隊新屋演習場にイージス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について」及び12ページの請願第22号から請願第31号「地上配備型迎撃システム『イージス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について」並びに新規の請願であります、14ページの請願第34号「イージス・アショアの新屋配備計画を白紙撤回させるため、県議会として新屋設置を認めないとする意思の表明を求める請願について」及び15ページの請願第35号「配備計画の白紙撤回を促すため、県議会がイージス・アショアの新屋配備を認めないとする意思表示を求める請願について」以上21件を一括議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

総務課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第3号、請願第5号、請願第6号、請願第12号から請願第15号、請願第20号から請願第31号、請願第34号及び請願第35号について、質問等ございませんか。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

防衛大臣が来県した際のやり取りの概要については、議会事務局から資料をもらったのですが、その中では触れられていなかったと思うので、確認します。期限が延長されてきている調査（イージス・アショア配備候補地の再調査のこと）については、7月まで続けるとのことです。一方、知事からは、手続の問題で今は計画の「停止」という表現にとどまっているものの、実際には白紙撤回や中止ということになるだろうと受け止めている旨の発言がありました。そうだとすれば、調査は完結していなくても終えていいのではないかと思うのですが、その辺りの確認や、そこに言及した発言などはなかったと捉えていいですか。

総務部長

その件は防衛大臣から月曜日に連絡があり、その後事務方にも聞いていますが、やはり一定の経費をかけて業者に発注したものなので、それについては7月10日までの期限で業者から報告をもらいたいとのこと。実際に配備のプロセス自体は停止していますので、調査の結果を受け取ったからといって、それが大臣の判断等に影響を与えることはないと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で総務部関係の請願の審査を終了します。

次に、陳情等はありませんので、北林丈正議員提出の意見書案について申し上げます。

【書記、意見書案を配付】

委員長（会長）

北林丈正議員提出の意見書案「新屋演習場を含む現行のイージス・アショア配備計画について白紙撤回の決定を求める意見書」の検討を議会運営委員会から依頼されております。

各委員におかれましては、7月6日月曜日の討論・採決を行う委員会時までには、配付しております意見書案の検討をお願いします。

次に、総務部関係の所管事項に関する審査を行います。

質疑は各課室一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの近藤委員からの質疑とも重なる部分があるのですが、財政課長に伺います。国の第2次補正予算の提案理由として、雇用の確保や維持を進めなければならないということがありました。昨日実際にハローワーク秋田の所長から伺った話でも、「問題はその後だろう」とのことでした。雇調金（雇用調整助成金）の特例期限は9月までですから、その後になると思うのですが、その段階で臨時交付金を活用した雇用を支える取組が必要になってくると思います。今までずっと様々な事業を行ってきているわけですが、今の段階で、国からの財源で行おうとする施策の全体的な計画は——もちろんあるのだと思いますが——あるのでしょうか。第1次補正予算の段階では国が地方自治体の負担も求めるとしていた部分について、負担がなくなったところもあると思うのですが、その辺りのお金の出入りも踏まえ、全体的な計画を示すこともやはり必要ではないかと思えます。そうした考えはありますか。

財政課長

御指摘の点は、臨時交付金の追加配分の件だと理解したのですが、先日国の第2次補正予算案が国会で可決され、それに伴って国の事業の内容の情報が少しずつ届いていますが、まだ本県への配分額も聞いていない状況です。今はそうした国からの情報収集をしている段階ですので、なるべく早く情報を収集するとともに、県の対応方針の調整を進め、できるようになった段階で議会に補正予算案を提案することになっておと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

配分額については県から国に出す実施計画でしたか——それに加えて人口などの県の状況で決まるわけですね。実施計画自体は出しているのですか。

財政課長

前回の第1次補正予算に伴う臨時交付金の配分のときの流れを述べますと、まず国から秋田県への配分の上限額として57億円という金額が示されます。それに対して、県は「こういうことをやります」と国に申請を行います。それを国がチェックして、オーケーということになれば、恐らくこれから57億円が交付されることとなります。追加配分についても同じような流れになると思います。よって、県の申請によって配分の上限額が変わるという性質のものではなくて、基本的にはまず国から上限額が示されて、それに基づいて県の実施計画を提出するという流れになると思われま。

東海林洋委員（分科員）

先ほどの意見書なのですが、「北林丈正委員から」とおっしゃいましたが、「外何人」ではなかつ

たですか。

委員長（会長）

1人です。

東海林洋委員（分科員）

全員で出すことで協議して出しているの……。
確認です。1人から出た意見書なのか……。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前 1 1 時 4 2 分 休憩

午前 1 1 時 4 3 分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

1人です。

東海林洋委員（分科員）

代表者という意味ですね。

【「いや、提案者」と呼ぶ者あり】

東海林洋委員（分科員）

提案者が1人。

委員長（会長）

そうです。

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で総務部関係の所管事項に関する質疑を終了
します。

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。

再開は、午後 1 時 1 5 分とします。

午前 1 1 時 4 3 分 休憩

午後 1 時 1 2 分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

説明者

企画振興部長	出 口 廣 晴
企画振興部次長	真 壁 善 男
参事（兼）総合政策課長	
	阪 場 進 一
参事（兼）情報企画課長	

被災者受入支援室長
市町村課長
調査統計課長
国際課長

安 藤 雅 之
嘉 藤 佳奈子
村 田 詠 吾
鈴 木 嘉司憲
兎 澤 繁 友

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

企画振興部関係の議案、請願はありませんので、
陳情等の審査を行います。

配付しております陳情一覧表により審査を行います。
1ページをお開きください。陳情第9号—26
「テレビ難視聴地域解消に向けた光ファイバ等整備
の地域間格差是正について」を議題とします。

質問等ございませんか。

工藤嘉範委員（分科員）

視点がずれているかもしれないのですが、先日政
府が第2次補正予算案に、リモートワークやテレワ
ークの関係（光ファイバー回線網の整備のこと）の
経費500億円を盛り込みました。日本全国津々浦
々に整備するような気配もあるのですが、その予算
の対象とこの陳情の関係はどうなるのでしょうか。

参事（兼）情報企画課長

まだスキームははっきりと示されていないので
すが、いわゆる公設公営の場合と民設民営の場合に国
が補助するとのことです。公設公営は、地方自治体
——市町村が設置して運営、民設民営は、基本的に
NTT東日本（東日本電信電話株式会社）が設置し
て運営するというスキームを想定しているようです。
補助スキームについては、自治体及び民間事業者が
国に対して補助申請をして、補助を受ける形になっ
ています。よって、県は直接関与しないのですが、
市町村の状況は当方でも随時把握して、国との連絡
調整等の形で支援することになります。

工藤嘉範委員（分科員）

陳情とはちょっとずれて、所管事項審査のような
話になりますが、先般の議会で、秋田県内に光回線
が最終的に整備されない地域——田舎のほうのどこ
かのダムの辺りのほか、秋田市にもあるとのこと
でしたが——があるという説明を受けました。安倍首
相——政府は、全国民向けに、将来の仕事のためだ
けでなく、コロナ禍を受けて学校の教育環境を整え
る意味でも、光回線を整備すると説明していますが、
その説明からすると、秋田県内のごく一部の光回線
が整備されない地域については、どうなっていくと
思われますか。

参事（兼）情報企画課長

現在エリア（ここでは光回線による通信サービス
等を利用可能な地域のこと）になっていないところ
についても、できるだけ公平にサービスを受けられ

る環境にするため、当方から市町村や民間事業者に対し、事業を進めるよう働きかけることになると思います。今回、国の補助事業がかなり大幅に増額されていますので、それをもって進めていくことになると思います。

工藤嘉範委員（分科員）

つまり、県内の一部の光回線が整備されない地域における、民間——NTT東日本による基地局のグレードアップ等の対応については、NTT東日本がいつかやるかやらないかではなくて、県が積極的に「県民への公平なサービス提供のための環境整備ですから、やったほうがいいですよ。」といった形で関与してくれるのだと理解していいのですか。

参事（兼）情報企画課長

そうしたサービスが受けられるよう、当方からNTT東日本にも働きかけていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにごさいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で企画振興部関係の陳情等の審査を終了します。

次に、北林丈正議員提出の意見書案について申し上げます。

【書記、意見書案を配付】

委員長（会長）

北林丈正議員提出の意見書案「台湾の世界保健機関（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書」の検討を議会運営委員会から依頼されております。

各委員におかれましては、7月6日、月曜日の討論・採決を行う委員会時まで、配付しております意見書案の検討をお願いします。

次に、企画振興部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

参事（兼）総合政策課長

【提出資料「県民の読書活動の推進について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は各課室一括して行います。

東海林洋委員（分科員）

読書活動について伺います。コロナ禍を受けて、県立図書館、各高校の図書室、市町村の図書館では、本の貸出しや管理に伴う消毒等の作業が続いていると思うのですが、すぐには終わらないと思います。

予算も含めて、今後の対応をどうするかは決まっているのでしょうか。

参事（兼）総合政策課長

緊急事態宣言の発出前の話ですが、本を借りに訪れる頻度を減らすため、貸出しの冊数を無制限にするなどの取組をしていた図書館もありました。また、現在正に消毒作業を絶えず続けながら、図書館を運営していると聞いています。今後の見通しはなかなかつかない状況ではあるのですが、緊急事態宣言の最中に「おうち読書」の需要が非常に増えていることは、報道等でも明らかになっているので、コロナ時代における図書館の在り方をしっかりと議論しながら、運営していくことになると思います。東海林委員の御指摘については、教育委員会にもお伝えしたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

先ほどの陳情等の審査でも話題になった光回線等について伺います。徳島県では、市町村も含めて10年以上前から、県全体をインフラ整備して光回線等の環境を整え、移住・定住促進に限らず、クリエイティブな仕事をする方向けに、必ずしも都会にいらなくても、こちらで仕事ができるというPRを行っています。本県でも、不便な地域の解消に限らず、この機会に思い切ってそのような環境整備を進めれば、就労人口を増やし、人口減少を食い止めることにつながるかもしれません。そのような提案をしていくつもりはないですか。

参事（兼）情報企画課長

今のところ、県としてそこまで踏み込んだことは考えていないのですが、市町村においては、かなりそのような考え方を持っていて、私が聞いたところによると、湯沢市では今度、秋ノ宮の奥のほうに光回線を延ばし、旅館等でワーケーション（「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地等で休暇を取りながらテレワーク等を行う働き方のこと。）を行えるようにする取組の動きが出ているとのこと。県がそのような計画を立てているところもあるのですが、本県としては、市町村にそのような情報を流して、地域にブロードバンド環境を普及させて、それを移住等のインセンティブに結びつける動きをしていってはどうかといった提案をしていきたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

徳島県の神山町に調査に訪れたことがあります。徳島県は県としても光回線の整備を進めているところですが、特に神山町では——民間中心ですが——そうしたことを推進していて、東京などいろいろなところの企業がサテライトオフィスを置いており、うまくいっています。今情報企画課長が紹介してくれた湯沢市の例もありますが、秋田県の良さを生か

して移住者を呼び込もうとすれば、都市部よりも山間部や農村部に人が来る場合もあるわけです。秋田市のように既にきちんとしたオフィスがあるところもあります。いずれにしても通信網が整備されていないと来る人も大変だと思いますから、いきなり「支援しろ」とは言いませんが、県としてももう少し踏み込んだ取組ができるよう、工夫してほしいと思います。

住谷達委員（分科員）

関連で伺います。新型コロナウイルスの影響で、いろいろなところでリモートワークの導入が進んで、Zoom（アメリカ合衆国に本社を置くZoomビデオコミュニケーションズ社が提供する、クラウドコンピューティングを使用したウェブ会議サービス。）などを活用したオンライン会議が行われる機会が多くなっていますが、そうしたときに、回線が不安定になってしまって、いろいろなところに支障が出るという話を聞いています。通信事業者による、例えばサーバーの増強などが本当に必要ではないかと思うのですが、そうしたことに対する県としての何らかの対応は考えていますか。

参事（兼）情報企画課長

今のところはまだ考えていないのですが——インターネット環境の問題については、サーバーよりも、どちらかという回線の太さが影響しているのではないかと考えています。光回線が引かれているところで有線で行う場合はかなり状況がいいのですが、民間企業が提供している携帯電話の回線を使ったサービスで行った場合、データ通信量をある程度使うので、7ギガ（ギガバイト）制限等の帯域制限（多くの利用者が快適に通信を行えるようにするため、一定量以上の通信を行っている利用者を対象に通信速度を制限する措置のこと。）に引っかかって、テレビ電話の最中に音声しか聞こえなくなるといったことが見受けられます。現在テレビ電話の需要が増えてきていて、これからも増えていくと思われるので、できるだけ有線の回線に切り替えるようにしてもらいたいと思っています。ただ、そうしたことへの支援までは今のところできていないので、情報提供して、「できるだけそうしてください」とお願いするくらいではないかと思っています。

住谷達委員（分科員）

コロナ禍で学校の授業もオンライン授業になって、Wi-Fi（Wireless Fidelityの略。無線LANの規格の1つで、電波を用いた無線通信により近くにある機器間を相互に接続し、LANを構築する技術。）環境がすごく大事になってきている中で、「有線に切り替えろ」というのもどうなのかと思うところもありますし、県としてアフターコロナ（新型コロナウイルス感染症の収束後、

または蔓延後の社会を指す俗語。）も見据えてきちんと考えてほしいと思います。

先ほどの湯沢市のワーケーションの件は秋ノ宮の話でしたが、湯沢市には泥湯温泉などもあります。そうしたところまで回線を引っ張るとなると莫大な経費がかかるので、やはり民間ではなかなか難しいですが、その奥には川原毛地獄もあるので、たくさんの方が来るところでもあります。インターネット環境やWi-Fi環境があれば、観光誘客にもつながるのではないかと思うので、その辺りの支援も今後しっかりと考えてほしいという思いもあります。これからのアフターコロナにおいては、ワーケーションやリモートワークがもっと急激に推進されると思うので、そのことも踏まえて何とか考えてほしいのですが、どうでしょうか。

参事（兼）情報企画課長

湯沢市については当初の段階からワーケーションを想定して光回線を引くことを計画していますが、今回の国の第2次補正予算に計上された事業費が、500億円というかなり大きな額になっているので、自治体によってはそれに応じる形で、この機会に光回線等がない地域に整備しようという動きも出ていますので、そのようなところを当方からも後押ししていきたいと考えています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

関連してもう少し伺いたいと思います。先日テレビで、ホテルや旅館が「泊まる人が少ないので、どうぞ部屋を仕事に使ってください。」と提案して、いろいろな人に使ってもらっているという取組を紹介していました。秋田の地域の状況を考えれば、非常に自然が豊かで、比較的広い土地が多くあって、人口減少が進んでいることもあって、使える土地や空き家もたくさんあります。この地域の状況をプラスに考えて、「人が少ない分感染リスクも非常に小さいし、こういうところで仕事をしてみませんか。」とPRしたとします。そして、地元出身の都住在住者などが「田舎でも仕事ができるのなら挑戦してみたい」ということで、その方向で話を進めることになったとします。そうなった場合、その話はまず市町村に持ち込まれるのでしょうか。県に話を持っていくのではなくて、市町村に相談することになりますか。

参事（兼）情報企画課長

旅館等がワーケーションや移住者に対応したサービスをしたいといった場合には、どちらかといえば市町村、県でいえば移住・定住促進課のような部署に相談することになるのではないかと思います。その上で、例えばインターネットの回線が弱いといったことが問題になった場合は、当方や市町村に相談することになると思います。そのための光回線の整

備については、基本的には市町村が整備する場合に国が支援するスキームになっていますので、それに即した形で整備に取り組んでいくことになります。

佐藤賢一郎委員（分科員）

インターネット環境の整備のほかに、場所をつくるということもあると思うのですが、それには費用がかかります。それに対する市の助成もあれば県の助成もある——国の助成はどうなっているか分かりませんが——と思います。旅館等や空き家を使いながら、その中で新しい仕事を作っていこうという動きを助成することは、県にとっていい方向性ではないかと思うのですが、そうした場所づくりへの助成やいろいろな支援に関しては、どうなっていますか。

参事（兼）情報企画課長

回線等の整備については情報企画課がある程度話を聞きながら相談に乗っていくことになると思うのですが、目的が移住やシェアオフィスのためということになれば、産業労働部やあきた未来創造部の関係部署が主体になって対応することになると思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

国際交流員の現状について教えてください。

国際課長

国際課の国際交流員は定員5人で、中国からは2人を迎えることになっているのですが、まだ入国拒否を続けているのでその2人が来県しておらず、アメリカ、ロシア、韓国の国際交流員3人が国際課にいるという状況です。

工藤嘉範委員（分科員）

今年度内の中国からの来県の見通しはまるっきり立たないと判断したほうがいいのですか。

国際課長

まだそこまでは考えていません。今の段階では、中国でもそこまで感染が広がっていないので、年度の後半には来られるのではないかと、期待を持って見守っているところです。

工藤嘉範委員（分科員）

任期については、今年度の残りの期間ではなくて、もう少し長く、来年度までといった感じで考えていますか。

国際課長

中国の場合は、個人の希望だけではなく中国政府の意向もありますので、恐らく残っている任期だけで帰国することになるのではないかと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で企画振興部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、本日はこれをもって散会し、明日6月24日、水曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、あきた未来創造部関係の審査を行います。

散会します。

午後1時38分 散会

令和2年6月24日（水曜日）

本日の会議案件

- 1 意見書案（議員提出）
新屋演習場を含む現行のイージス・アショア配備計画について白紙撤回の決定を求める意見書
（文案検討依頼）
- 2 議案第133号
令和2年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（あきた未来創造部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第149号
交通事故に係る和解について
（趣旨説明・質疑）
- 4 あきた未来創造部関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）
- 5 請願の採択に伴う意見書案及び決議案の取扱いの決定
- 6 請願第3号
迎撃ミサイルシステム「地上イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 7 請願第5号
秋田県議会に「イージス・アショア」配備反対の意思表示を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 8 請願第6号
イージス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について（討論・採決）（採択すべきもの）
- 9 請願第12号
県議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意思表示を求める請願について（討論・採決）（採択すべきもの）
- 10 請願第13号
秋田県議会として、イージス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとの意思表示を求める請願について（討論・採決）（採択すべきもの）
- 11 請願第14号
秋田市新屋へのイージス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 12 請願第15号
陸上自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア配備計画の撤回を求める請願について（討論・採決）（採択すべきもの）
- 13 請願第20号
新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」配備計画に反対を求める請願について（討論・採決）（採択すべきもの）
- 14 請願第21号
陸上自衛隊新屋演習場にイージス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について（討論・採決）（採択すべきもの）
- 15 請願第22号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 16 請願第23号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 17 請願第24号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 18 請願第25号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 19 請願第26号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 20 請願第27号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 21 請願第28号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 22 請願第29号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）
- 23 請願第30号
地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について（討論・採決）
（採択すべきもの）

会議の概要

午前10時16分 開議

ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を
求める請願について (討論・採決)
(採択すべきもの)

24 請願第31号

地上配備型迎撃システム「イージス・アショ
ア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を
求める請願について (討論・採決)
(採択すべきもの)

25 請願第34号

イージス・アショアの新屋配備計画を白紙撤回
させるため、県議会として新屋設置を認めないと
する意思の表明を求める請願について
(討論・採決) (採択すべきもの)

26 請願第35号

配備計画の白紙撤回を促すため、県議会がイー
ジス・アショアの新屋配備を認めないとする意思
表示を求める請願について (討論・採決)
(採択すべきもの)

27 意見書案(請願第3号、請願第5号、請願第6 号、請願第12号、請願第13号、請願第14号、 請願第15号、請願第20号、請願第21号、請 願第22号、請願第23号、請願第24号、請願 第25号、請願第26号、請願第27号、請願第 28号、請願第29号、請願第30号、請願第 31号、請願第34号、請願第35号の採択に伴 うもの)

新屋演習場を含む現行のイージス・アショア配
備計画について白紙撤回の決定を求める意見書
(検討) (意見一致) (提出決定)

28 議会事務局及び人事委員会事務局関係の付託案 件以外の所管事項 (質疑)

本日の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長)	鈴木健太
副委員長(副会長)	近藤健一郎
委員(分科員)	佐藤賢一郎
委員(分科員)	工藤嘉範
委員(分科員)	住谷達
委員(分科員)	東海林洋
委員(分科員)	加藤麻里
委員(分科員)	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	田中紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

出席委員(分科員)

委員長(会長)	鈴木健太
副委員長(副会長)	近藤健一郎
委員(分科員)	佐藤賢一郎
委員(分科員)	工藤嘉範
委員(分科員)	住谷達
委員(分科員)	東海林洋
委員(分科員)	加藤麻里
委員(分科員)	加賀屋千鶴子

説明者

あきた未来創造部長	高橋修
あきた未来創造部次長	石黒道人
あきた未来創造部次長	久米寿
あきた未来戦略課長	水澤里利
高等教育支援室長	伊藤政仁
移住・定住促進課長	三浦卓実
次世代・女性活躍支援課長	
	信田真弓
地域づくり推進課長	橋本秀樹

委員長(会長)

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、昨日の委員会で文案の検討をお願いして
おりました意見書案について、提出者の変更と文案
の一部修正が生じたことから、改めて議会運営委員
会から、北林丈正議員、東海林洋議員、加藤麻里議
員、沼谷純議員、加賀屋千鶴子議員、松田豊臣議員
及び小野一彦議員提出の意見書案「新屋演習場を含
む現行のイージス・アショア配備計画について白紙
撤回の決定を求める意見書」の検討を依頼されてお
ります。

各委員におかれましては、討論・採決を行う委員
会時までには、お手元の意見書案の検討をお願いしま
す。

次に、あきた未来創造部関係の議案に関する審査
を行います。

議案第149号を議題とします。

また、分科会では、議案第133号のうちあきた
未来創造部に関係する部門の審査を行います。

あきた未来創造部長の説明を求めます。

あきた未来創造部長

【部局関係説明書により説明】

委員長(会長)

次に、関係課長等の説明を求めます。

あきた未来戦略課長

【議案〔29〕により説明】

高等教育支援室長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

次世代・女性活躍支援課長

【議案〔27〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

地域づくり推進課長

【議案〔27〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

近藤健一郎委員（分科員）

次世代・女性活躍支援課長と地域づくり推進課長から、それぞれ債務負担行為の限度額の設定について説明がありました。その中で、人件費等がかかるという説明がありましたが、もう少し具体的な数字の説明をしてもらえませんか。例えば次世代・女性活躍支援課の秋田県北部・南部男女共同参画センター管理運営費3,200万円については、人件費はどのくらいかかっているのか、そのほかに何にお金がかかっているのか、同じく地域づくり推進課の秋田県ゆとり生活創造センター管理運営費2億9,300万円にはどのような内訳があるのか、教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

秋田県北部・南部男女共同参画センター管理運営費についてですが、これは3年間の総額なので、1年分は大体1,000万円少々となっています。そのうち人件費がおおむね7割、700万円程度です。そのほかに需用費、役務費、委託料等がありまして、需用費については、光熱水費、印刷経費など様々なものにかかる経費で130万円程度です。役務費については、様々な手数料や郵送費等で30万円程度、委託料については、ごみの処理や除雪費等で18万円程度となっています。事業費という費目もありまして、情報提供や研修等に係る経費として45万円程度となっています。北部男女共同参画センターと南部男女共同参画センターの管理運営費は、大体同じくらいの金額となっています。

地域づくり推進課長

秋田県ゆとり生活創造センター管理運営費についてですが、限度額2億9,300万円のうち人件費は約1億5,000万円で、約半分となっています。維持管理費的な事業費が約1億1,400万円で、これは施設の光熱水費、除排雪や管理の経費、それから施設の維持のための需用費となっています。それから、活動費が270万円ほどで、これはNPO

支援の様々な活動等の経費となっています。残りの2,600万円ほどが消費税分となっています。

近藤健一郎委員（分科員）

人件費が主なものだというのは大体予想が付いていましたが、地域づくり推進課のゆとり生活創造センターでは、人件費1億5,000万円で何人くらいの人を使っているのですか。

地域づくり推進課長

職員は12名おり、大体その職員で管理しているようです。

近藤健一郎委員（分科員）

現在の指定管理者はどこですか。

地域づくり推進課長

NPO法人あきたパートナーシップという団体です。

近藤健一郎委員（分科員）

男女共同参画センターについてもそうですが、人件費の額に対して雇われている方々の人数が適当かどうかは、細やかな基準を設けつつ皆さんが判断して、よしとしているのでしょうか。双方、その辺りはどうですか。

次世代・女性活躍支援課長

男女共同参画センターについては、指定管理者側で、常勤職員や非常勤職員等を組み合わせて、開館時間に合わせたローテーションを組んで業務に従事しており、今のところはきちんと対応できていると考えています。

地域づくり推進課長

遊学舎（秋田県ゆとり生活創造センターの愛称）——ゆとり生活創造センターについては、当方が人数を積算した上でトータルの管理運営費の予算を計上し、債務負担行為を設定しているのですが、大体それに見合った対応をしているので、適当な人数ではないかと思っています。

近藤健一郎委員（分科員）

最後に、遊学舎については、何か鳴り物入りでできたような気が——いろいろと紆余曲折もありましたが、現在の利用状況はどうですか。利用者が右肩上がりになっているといったことはありますか。

地域づくり推進課長

遊学舎では、現在の指定管理者が、毎年12万人という利用人数の目標を掲げて、その達成に向けて頑張っているところですが、目標の達成にはまだ至っておらず、最近5年間は11万人台で推移しています。昨年度は、年度末に新型コロナウイルスの関係で施設の利用を制限したものですから、さらに少し落ちているのですが、指定管理者においても、職員が自ら発案したいろいろなセミナーなどにより、それなりに施設の利用者の人数を増やそうと努力していますし、余暇活動の充実や社会貢献活動の推進

にはなくてはならない施設だと思っています。

加藤麻里委員（分科員）

男女共同参画センターについて伺います。今回の指定管理者の指定期間は3年間で、その理由は、令和6年度からは中央男女共同参画センターも含めた3施設で、同時に指定管理者による管理を開始できるようにするためとの説明でしたが、同時でなければならない理由は何かあるのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

男女共同参画センターでは、これまで地域における男女共同参画の推進を中心に、研修や情報提供などを行ってきました。男女共同参画社会基本法ができてから約20年間、そうした形で推進してきましたが、その間に次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）ができ、働く女性、男性の育児休業取得や家事・育児への参画、男女の仕事と子育ての両立支援など、時代とともに様々なテーマが課題として、また県民ニーズとして挙げられてきています。そこで今年度から、北部男女共同参画センターと南部男女共同参画センターでは、研修にそのようなテーマを設け、回数を多めにして実施してもらうこととしています。中央男女共同参画センターについては令和6年度からになってしまうのですが、令和5年度までの間の研修でテーマを協議しながら、時勢に合った内容にしていきたいと考えています。

このように、研修や事業系の取組をスタートするに当たって、全県で統一的なテーマを設けて一斉にスタートさせたいということで、いったん終期をそろえたいと考えています。

加藤麻里委員（分科員）

テーマはテーマなので、必ずしも一緒になければならないことはないように思われますが——私も時々横手にある南部男女共同参画センターに顔を出しますが、非常に人の交流も多く、頑張っていると思います。ですが、現実的に年間45万円程度の事業費というのは——これも年々少なくなっているかもしれないですね。

【「全体」と呼ぶ者あり】

加藤麻里委員（分科員）

全体的に経費……。指定管理……。限度額はそんなに下がっていないですか。

【「3年間」と呼ぶ者あり】

加藤麻里委員（分科員）

3年間は同じでしょうが、前回の5年間の年額と比べると下がっている——下がっていないにしても、いろいろな物の値段や消費税が上がっているわけですので、そうした厳しい中で45万円の事業費というのは、正直に言って、非常に少ない金額で頑張っていると思います。今回の指定期間は3年間となり

ますが、何とかその辺りはいろいろと配慮してもらいたいと思います。

指定管理者を公募するとのことですが、これまで公募するとどのくらいの応募者数があったのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

まず事業費についてですが、公の施設の指定管理料のルールとして、次期指定期間の指定管理料の債務負担行為を設定する際には、若干減額していかなければならないというものがあります。そうしたルールはありますが、今回については、昨年度から消費税が10%になりましたので、北部男女共同参画センターは1,046万円、南部男女共同参画センターは1,071万7,000円と、これまでの指定期間とほぼ同額でお願いしています。また、新たなテーマに取り組んでもらうために事業費は確保したいということで、それも盛り込んだ上で予算計上しています。

また、指定管理者の公募については、ここ数年はそれぞれ現指定管理者1者の応募となっています。

加藤麻里委員（分科員）

両センターは平成14年にオープンしたとの説明でしたが、その後ずっと1者だったということですか。

次世代・女性活躍支援課長

スタートのころには2者だったこともあります。

加藤麻里委員（分科員）

公募といいながらも、長いスパンで事業を経験している団体があるとすれば、「次はうちで」と名乗りを上げるのは、現実的に非常にハードルが高い——この事業を獲得できるかできないかの100かゼロかですから——のではないかという気がしないでもありません。そうした意味で、男女共同参画のための事業を今後進めるに当たって、指定管理者制度というものは、果たしてどうなのでしょう。このような形でしかできないのでしょうか。見直すのは無理なのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

公の施設の指定管理者による管理運営は、こうした形で継続していく必要があると考えていますが、男女共同参画や女性の活躍の推進等については、時勢に合わせて、もっとアクセルを踏まなければならないところについては別途政策的な事業を提案していきますので、よろしくお願ひします。

東海林洋委員（分科員）

遊学舎の指定管理者の公募では、これまで何者が競合しているのですか。

地域づくり推進課長

遊学舎については過去に3回公募を行っており、1回目と2回目はともに3団体から応募があり、そ

れぞれ3団体のうちの1団体に決定しています。直近の3回目の公募に当たっては、現在指定管理者となっている団体のみの応募でした。

東海林洋委員（分科員）

先ほど次世代・女性活躍支援課長から、指定管理料は次期指定期間を迎えるたびに一定程度下げなければならないルールがあるとの答弁がありました。それは恐らく、一般管理費については、運営に一定程度習熟してくれば金額を下げてもいい部分があるだろうという見方をするとということであって、必ず下げなければならないルールや義務があるわけではないと思うのです。老朽化などによって費用がかかってくる部分もありますから、そうしたことを考慮した上で総合的に判断するのだと思いますが、そのように解釈していいのですよね。

あきた未来創造部次長（石黒道人）

公の施設の指定管理料については、今東海林委員から御指摘があったとおり、一律にコストを下げるといったものではありません。指定管理者制度のメリットは、5年間などの長期にわたる運営を委託することで、効率的な運営を心がけてもらえることです。業務内容を精査して、先ほど御指摘のあった一般管理費等において、習熟や長期の契約により圧縮できる部分があれば、一つ一つ検討した上で、可能なものについて圧縮しています。

東海林洋委員（分科員）

話題を変えまして、私立専修学校・各種学校運営費等補助金について伺います。先ほど、この4月から新しく、中学校を卒業した方を対象にした専修学校が開校したとの説明があったように聞こえたのですが、差し支えなければ、具体的な学校名や定員、入学者の状況について教えてください。

高等教育支援室長

まず、専修学校の区分についてですが、3つの区分があります。通常専門学校とっている学校は、専門課程を置く専修学校で、そちらは高校等の卒業を入学資格としています。今回開設された専修学校は、中学校卒業や高校生と同程度の年代の方を受け入れる学校（高等課程を置く専修学校）です。また、これらとは別に、高卒あるいは中卒といった入学資格のない一般課程があります。

今年4月に開設されたのは、秋田市にある秋田クラーク高等学院という学校です。従来から広域通信制高校の技能連携校として平成13年から運営されており、20年近い学校としての運営実績があります。このたび専修学校の高等課程の認可を受けたことにより、助成の対象になりました。

生徒の数については、専修学校の高等課程とその他のコースを合わせた学校全体では約130名、高等課程に該当するコースだけで70名程度で、年

間二十数名の入学者がいます。

東海林洋委員（分科員）

従来の秋田クラーク高等学院のコースが、高等課程のほかに残っていて、高等課程だけで70人、年間二十数人程度が高等課程のコースに入学するということですね。でも提出資料の対象予定者数を見ると、世帯の年収目安の590万円未満程度の区分は50人となっています。今年は1年生だけだとしたら、そんなにいないはずですよ。

高等教育支援室長

開校はこの4月ですが、在生学生も対象になりますので、3学年を合わせた対象予定者数となっています。

東海林洋委員（分科員）

在生学生も学年ごとに新しい学校に移行するということですね。それにしても、70人程度のうち対象になる見込みの方が58人というのは、かなりの比率——8割程度は対象になるということですよ。現実には世帯の所得等はこうした状態だということですか。

高等教育支援室長

実際のところ、予算不足が生じないように若干余裕を見て計上していますが、学校からの聞き取りによりますと、対象予定者数はおおむねこの程度です。制度自体が全国の高校生の8割程度を対象にしているものであり、この学校にもおおむねその程度であろうということが当てはまりますし、また教育委員会が所管している私立高校においても、おおむね8割程度だと伺っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

関連で伺います。秋田市内のことしかよく分かりませんが、秋田クラーク高等学院のほかにも、広域通信制高校といますか、通信制の課程がある私立の学校があります。秋田クラーク高等学院はこの3月に専修学校の高等課程の認可に至ったとのことですが、そのようなところについても、全体的に同じような流れになっていくのでしょうか。

高等教育支援室長

秋田クラーク高等学院が連携している広域通信制高校（学校法人創志学園が設置するクラーク記念国際高等学校のこと）には、連携している学校が全国で六十数校あり、そのほとんどが専修学校の高等課程の認可を受けています。

また、似たような教育機関として、広域通信制高校のサポート校という学校があり、恐らく加賀屋委員の御指摘はその学校のことだと思いますが、サポート校については、単位を取得したり、高校卒業資格が得られたりするものではなくて、高校で受けている授業を正にサポートするような、学習塾的な学校と位置づけられており、奨学給付金制度の対象と

なる学校ではありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

クラーク高等学院などは全国にあります。そうした学校の認可は、それぞれの自治体というか、地域で行われるのでしょうか。

高等教育支援室長

私立専修学校の認可については都道府県知事の権限なので、それぞれの学校の所在地において認可する仕組みになっています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの男女共同参画センターの管理運営費に係る債務負担行為の設定の件に戻りますが、日本の場合、世界的に——と言うまでもなく——も男女平等や男女共同参画といった分野で遅れていると指摘されているので、もっとこうした事業や支援が求められていると思うのです。先ほどの議論とも関連する部分があるかもしれませんが、指定管理者となった団体には、活動の支援を行う役割がある一方で、その団体自体が高まっていくことも必要だと思うのです。そうした団体がレベルアップしていくための全国的な研修など、高まっていくための機会はあるのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

確かに我が国の状況、また秋田県の状況からしても、男女共同参画はまだまだ推進していかなければならないと考えています。

団体のスキルアップの機会についてですが、実際に様々な事業を通じて、力を付けてきている部分はあります。また、男女共同参画推進員（あきたF・F推進員）を設置しており、男女共同参画センターの指定管理者の職員も推進員になっていますが、その推進員向けに、例えば秋田県内の研修や市町村が設ける研修、また国立女性教育会館での研修などが受けられる機会を設けています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

研修を受けて、それを支援に反映させられる機会はあるとのことですが、十分とまではいなくても、せめて年に一、二回、遠方に研修に行く機会を持つような金額の指定管理料になっているのでしょうか。様々なテーマへの対応を求められているので、今回は指定期間は3年にして、中央男女共同参画センターと一緒に支援事業を行えるようにするとの説明でしたが、こうした事業は今後さらに求められていくものだと思うのです。関わっている方々の意見も聞きながら、指定管理料も是非増やして、研修の機会などをきちんと確保できるようにして、充実した支援事業を展開できるようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

次世代・女性活躍支援課長

指定管理料については、公の施設を運営していく

ための経費が基本となっています。男女共同参画センターにおいては、その中に情報提供や研修等の事業費も位置づけられていますが、スキルアップの研修については、基本的な研修や別の事業で対応していきますので、御了承願います。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上であきた未来創造部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、あきた未来創造部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

地域づくり推進課長

【提出資料「若者チャレンジ応援事業の状況について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は各課室一括して行います。

住谷達委員（分科員）

若者チャレンジ応援事業の状況について伺います。今説明があったとおり、昨年度採択された方が早くも結果を出しているとのことで、本当にうれしく思っています。

面接審査会についてですが、昨年度と同じ審査員が審査するのですか。また、審査会の形式については、今は大分新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いていますが、対面式で行うのか、それとも例えばオンラインで行うのか、その辺りがどうなるのかお知らせください。

地域づくり推進課長

面接審査会の審査員5人のうち3人は外部審査員を予定していますが、昨年度と今年度でこの事業を運営する受託事業者が替わりまして、外部審査員として提案書に掲載されている3人は昨年度とは別の方々となっています。よって、昨年度とは別の外部審査員3人に加えて、2人の内部審査員により、面接審査会を行う予定です。

形式についてですが、基本的に、場所を広く取って直接話を聞ける機会にしたいと思います。昨年度は外国在住の応募者がいて、その方の場合はリモートで面接しましたし、どうしても都合が付かない場合にも、一部そうした措置を講じたことがあります。今回は今のところ、応募者全員と直接面談して審査できる見込みです。

住谷達委員（分科員）

昨年度の応募者が今年度再チャレンジしている例はありますか。

地域づくり推進課長

今回の応募者の中に、昨年度手を挙げたものの残念だった方が1人います。

住谷達委員（分科員）

審査員が昨年度から替わったということであれば、多分いろいろと変わってくるのではないかと——ウェーとというのではないかもしれませんが、人によって多少変わると思います。審査の仕方というか、その辺りは昨年度と同じだと考えてよろしいですか。

地域づくり推進課長

審査項目自体は、秋田への貢献度や事業の実現性など、昨年度と基本的に一緒です。審査員が替わることによって、主観的な部分で多少評価が異なることはあると思うのですが、それはほかのどの審査等でも同様のことだと思います。昨年と今年を比較するだけではなく、その都度しっかりと話を聞いて、質問をして、取組の良さ、あるいはまだ至っていない点をよく聞き取って評価するといった形で、それぞれの審査をしっかりと行いたいと思います。

住谷達委員（分科員）

分かりました。しっかりと審査してほしいと思います。

昨年度もいろいろな採択者がいて、新聞等でいろいろと——特に内田清文氏などは大きく報道されていたのでよく知っているのですが、ほかの方についても、今取組がどのような状況かなど、一般の方にも見て分かるものがあれば、すごくいいと思います。現在、昨年度採択者に関する特設のウェブサイトなどはあるのでしょうか。

地域づくり推進課長

昨年度の採択者9人については、昨年度の事業の総括として、3月までの事業実績を簡単にまとめたものを、美の国あきたネット（秋田県公式ウェブサイトの愛称）で公表しており、現在も参考にすることができます。今年度がスタートして、この9人の方の取組も2年目に突入しています。新型コロナウイルスの関係で少し事業が止まったりしていたこともあったのですが、今後も進捗状況に応じた情報発信を随時行っていきたいと思っています。

住谷達委員（分科員）

県のウェブサイトで情報発信するのも本当にいいことですが、採択者自身にも適宜情報発信してもらいたいと思うのです。例えば採択時の条件として、自分でSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス。ネットワークを通じて人と人のコミュニケーションを促進するウェブ上のサービス。）——ツイッター（アメリカ合衆国に本社を置くツイッター社が提供するソーシャル・ネットワークキング・サー

ビス。）などで、自分の状況をアップ（アップロード）することを求め、実行してもらえば、取組状況が分かりやすくなって、県民もつながりができて応援したくなると思います。そうしたことも検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

地域づくり推進課長

そうしたことも積極的に働きかけていきたいと思っています。

内田清文氏については、開店したときには新型コロナウイルスの問題が発生していたため、広く情報発信することを少しちゅうちょしたところがあったのですが、今後徐々に情勢が回復してくるのであれば、採択者とよく相談しながら、お互いに積極的に情報発信していきたいと思っています。

加藤麻里委員（分科員）

今回の審査員5人の男女比はどのような感じでしょうか。

地域づくり推進課長

5人とも男性です。

加藤麻里委員（分科員）

採択者の男女比を見ても女性が少ないと思いますが、審査員の中に——女性と男性でそれほど視点が違うことはないかもしれませんが——女性を加えることで、選考における視野がもう少し広がったりする可能性もあるのではないかと思います。また、審査員の中に女性がいて、応募者の励みになったりすることもあるのではないかと思います。是非そうした部分も考慮してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

地域づくり推進課長

実は企画提案の段階では、外部審査員3人のうち1人は女性とされていたのですが、その後具体的なやり取りをする中で、残念ながらその女性の都合が合わず辞退したため、別の方を選ぶことになった結果、たまたま男性を選ぶことになりました。結果的に審査員は男性ばかりになってしまいましたが、受託者は今県内で活躍している女性を主体とした団体ですし、審査とは別に、サポート体制においては、女性を中心としたメンタリング（人の育成、指導方法の1つで、指導者が指示や命令によらず、対話や助言によって被育成者と関係を結ぶことで、気づきによる被育成者の自発的・自律的な発達を促す方法のこと。）等のスキームが組み込まれていますので、加藤委員から御指摘があったことにも配慮しながら進めていきたいと思っています。

加藤麻里委員（分科員）

是非配慮を——女性と決めたのであれば、できれば代わりの方も女性ということで頑張ってもらいたいと思います。

外部審査員は皆県内の方をお願いしていると理解

していいのですか。

地域づくり推進課長

3人とも現在は秋田県に住んでいる方ですが、うち2人は元々東京や県外の出身です。県内に移住して起業した方や、ベンチャーを創業して秋田で会社を立ち上げた方もいますので、県外からの視点も踏まえた県内の審査員ということになると思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

昨年度の事例を見ると、いろいろとユニークな取組が行われています。先ほど住谷委員が述べたように、今の時代に若い人がこのように頑張っているということをしてできるだけ情報発信して、周りの人にとっても「では我々もいろいろな取組をしていこう」という刺激になるようにすることは、すごく大事だと思います。

以前も聞いたことがあったように思うのですが、昨年度の採択者9人の地域的な人数割合は、県北、県南、中央と分けた場合、どうなりますか。

地域づくり推進課長

北から順番に、北秋田地区が2人、秋田地区が3人、仙北地区と平鹿地区が1人ずつ、県外が1人、国外が1人です。

佐藤賢一郎委員（分科員）

それだけ幅が広いのですね。応募者を同じような感じで分けた場合はどうなりますか。

地域づくり推進課長

現在の応募状況は、北から、山本地区が1人、秋田地区が7人、由利地区が1人、仙北地区が3人、雄勝地区が1人、県外が2人です。

佐藤賢一郎委員（分科員）

県北が足りないですね。情報を仕入れて我々も頑張ろうという刺激が県北に足りていないということになるので、私も一生懸命アピールしながら頑張りたいと思います。

こうした課題が多い時期にこそ、チャレンジしたりユニークな取組をしたりすることが本当に大事だと思いますので、積極的に進めてほしいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

高等教育支援室長に伺います。秋田県立大学などでは、新型コロナウイルスの問題に関する学生への支援として、教授が担当する学生から困っていることを聞くなどして、きめ細やかな努力をしているという話を聞いたのですが、そうした努力がありながらも、聞くところでは——秋田県立大学に限らないことですが——経済的に大変な学生がかなりいるとのこと。特別定額給付金が手元に届いてきているので、少しは改善された部分もあるのかもしれませんが、世帯全体の経済状況が大きく好転している状況ではないと思うのです。退学することになった学生——いないと思うのですが——の状況等につい

て、何かつかんでいる情報はありますか。

高等教育支援室長

まず、退学した学生の状況については、今のところ、新型コロナウイルスの影響で経済的に厳しくなって退学した学生がいるといった報告は受けていません。

学生への経済的な支援については、授業料の徴収に関して弾力的に対応していますし、今年の4月から始まった授業料の減免と奨学金の給付がセットになった新しい制度もあります。また、従来からの有利子、無利子の奨学金制度においても、家計急変にも対応できるよう、弾力的な取扱いがなされています。また、国からの国民1人当たり一律10万円の特別定額給付金制度もありますし、現在、困窮学生に対する緊急支援の給付金（学生支援緊急給付金）の手続も取られているところです。非課税世帯の学生については20万円、その他の学生については10万円の給付が受けられますので、そうした制度も活用しながらやりくりしていくことになると思います。

学生の収入の柱の1つとしてアルバイトがありますが、民間や市町村で学生をアルバイトとして活用するよう検討してもらえないかと、当方から商工団体や市町村等に文書で協力をお願いしています。また、大学の中での教員の補助や遠隔授業に伴うサポート等、学内でのアルバイトができないかといったことも含めて検討しているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

各市町村でも学生に対する支援を行ったりしているわけですが、簡単には前の状態には戻らない——まだまだ長引きそうな状況です。にかほ市が同市出身の学生に対して行ったアンケートの結果では、生活費をアルバイトで賄っている学生が半数とのことですから、学校側も大変だと思いますが、引き続き国際教養大学でも秋田県立大学でも、学生の生活面の面倒をしっかりと見てくださるよう、また、必要な対策があったら講じてくださるよう、よろしくお願いします。

東海林洋委員（分科員）

先ほどの高等教育支援室長の答弁では、退学した学生がいるという報告は受けていないとのことでしたが、全ての国公立大学と私立大学から、黙っていても報告があるシステムになっていますか。きっと違うと思います。このようなときは待ちの姿勢ではなく、積極的にこちらから関与して、問題がないかをいち早く把握していかないと、対策が後手に回ってしまうと思うのです。「大勢辞めました」と報告があったとしても、取り返しが付かないでしょう。これからも相当の期間、新型コロナウイルスの影響があると思いますが、大学生は将来の秋田を支える

人たちですから、いろいろな支援ができるよう、県ももっと積極的に関わってほしいと思います。その辺りはいかがですか。

高等教育支援室長

県内の高等教育機関全てと常時情報をやり取りしているわけではありませんが、県立の2つの大学と県が所轄庁になっている専修学校等については、情報提供を行う中でそうしたことの聞き取りも随時行っています。そうしたやり取りの中で聞いている範囲では、退学を検討している学生がいるといった状況にはないとのことでした。

東海林洋委員（分科員）

情報としてはつかんでいるかもしれませんが、それだけでは積極的な困窮学生対策にはならないでしょう。「本当に大変な学生がいたら、このように救っていくぞ。」という政策を立案する立場としては、より早く情報をつかんで、そのような事態に陥らないよう策を講じていかないと駄目でしょう。「10人辞めました」と報告があったとしても、その10人はもう何ともならないでしょう。だから、もっと早め早めに手を打ったほうが良いという意味で述べています。そうした気持ちはありませんか。

あきた未来創造部長

東海林委員の御指摘のとおりです。今、幸いというか、リモートで授業を行っているため、学生と随時やり取りができますので、大学ではそのような形で随時学生の相談にきめ細かく応じて、何かあれば随時当方に報告することとしています。当方も当然何かあれば的確に支援していきたいと考えていますので、支援策を企画できるよう、適宜大学と情報交換しながら、学生への支援に努めたいと思います。

そのほかの大学——リモート授業を行っていないところはなかなか難しいですが、そうしたところについても早め早めに情報を把握して、適宜支援策を講じていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上であきた未来創造部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。

再開は、議会運営委員会終了後とします。

午前 11時23分 休憩

午後 1時13分 再開

出席委員

委員長

鈴木 健 太

副委員長
委員
委員
委員
委員
委員
委員

近 藤 健一郎
佐 藤 賢一郎
工 藤 嘉 範
住 谷 達
東海林 洋
加 藤 麻 里
加賀屋 千鶴子

委員長

委員会を再開します。

初めに、請願第3号、請願第5号、請願第6号、請願第12号から請願第15号、請願第20号から請願第31号、請願第34号及び請願第35号の採択に伴う意見書案及び決議案の取扱いについてお諮りします。

本日開催された議会運営委員会において協議されたところによると、請願第3号ほか20件については、決議、意思表示を求めるものもありますが、採択に伴う措置として意見書案の提出に一本化しても差し支えない旨、請願者の意向が確認されているとのことです。

この後行う討論・採決において、請願第3号ほか20件が採択すべきものとなった場合は、一本化した「意見書案」のみを提出したいと考えますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認め、請願第3号ほか20件が採択すべきものとなった場合には、一本化した意見書案のみを提出することとします。

次に、請願の取扱いについて決定します。

配付しております討論・採決・文案検討案件一覧をごらんください。請願第3号「迎撃ミサイルシステム『地上イーゼス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について」、請願第5号「秋田県議会に『イーゼス・アショア』配備反対の意思表示を求める請願について」、請願第6号「イーゼス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について」、請願第12号「県議会として、秋田市新屋への地上イーゼス配備反対の意思表示を求める請願について」、請願第13号「秋田県議会として、イーゼス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請願について」、請願第14号「秋田市新屋へのイーゼス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について」、請願第15号「陸上自衛隊新屋演習場へのイーゼス・アショア配備計画の撤回を求める請願について」、請願第20号「新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム『イーゼス・アショア』配備計画に反対を求める請願に

ついて」、請願第21号「陸上自衛隊新屋演習場にイージス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について」、請願第22号から請願第31号「地上配備型迎撃システム『イージス・アショア』の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について」、請願第34号「イージス・アショアの新屋配備計画を白紙撤回させるため、県議会として新屋設置を認めないとする意思の表明を求める請願について」及び請願第35号「配備計画の白紙撤回を促すため、県議会がイージス・アショアの新屋配備を認めないとする意思表示を求める請願について」以上21件を一括議題とします。

請願第3号ほか20件の取扱いは、どのようにしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第3号ほか20件は、採択すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、請願第3号ほか20件は、採択すべきものと決定されました。

次に、採択すべきものと決定した請願第3号、請願第5号、請願第6号、請願第12号から請願第15号、請願第20号から請願第31号、請願第34号及び請願第35号に伴う委員会提出の意見書案についてお諮りします。

【書記、意見書案を配付】

委員長

議会運営委員会から文案検討を依頼されていた、北林丈正議員、東海林洋議員、加藤麻里議員、沼谷純議員、加賀屋千鶴子議員、松田豊臣議員及び小野一彦議員提出の意見書案「新屋演習場を含む現行のイージス・アショア配備計画について白紙撤回の決定を求める意見書」の主旨は、請願第3号ほか20件の願意と一致すると考えられることから、この意見書案をもって総務企画委員会提出の意見書案としたいと考えますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、本意見書案を総務企画委員会提出の意見書案とすることと決定されました。

なお、本意見書案の提出手続等については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、本意見書案

の提出手続等については、委員長一任とすることに決定されました。

ここでいったん休憩します。

再開は本会議終了後とし、再開後は議会事務局及び人事委員会事務局関係の審査を行います。

午後1時19分 休憩

午後2時 5分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

説明者

議会事務局長	恵比原 史
議会事務局次長	伊 藤 徹
参事（兼）総務課長	渡 辺 徹
議事課長	藤 田 良 彰
政務調査課長	佐 藤 良 知
人事委員会事務局長	高 橋 能 成
職員課長	田 中 等

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

初めに、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

議会事務局長

【説明者を順次紹介】

人事委員会事務局長

【説明者を紹介】

委員長（会長）

次に、議会事務局関係及び人事委員会事務局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

質疑は各課一括して行います。

工藤嘉範委員（分科員）

議会事務局に、いつも話している音響関係のことで伺います。今回の一般質問は、知事だけが答弁する方式ではなかったもので、すごく歯切れがいい——これまで随分総務課長に調整をお願いしてきたこともあって、演壇のマイクはかなり改善されて、よく聞こえると感じるのですが、議席の再質問用のマイクの音響が、角度が悪いからなのか、低くて近づけ

ないからなのか、非常に悪いと感じるのです。演壇のほうが良くなり過ぎたからか、そのようなことを感じたのですが、いかがですか。

参事（兼）総務課長

以前の傍聴席等の音響が悪いという御指摘を受けて、いろいろと改修等を行ってきたところです。今工藤委員から御指摘のあった再質問用のマイク設備については、大分年数がたっており、前回も述べたかもしれませんが、そろそろ更新の時期が来ているのではないかと考えています。そこで、傍聴席のスピーカー等も含めて、更新のための予算措置を考えており、業者にどのくらいかかるか——全部更新するとなればかなりの額となりますので、どこまで更新するかは予算との兼ね合いもありますが、今いろいろと検討しているところでして、9月あるいは12月の補正予算で対応していきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

先ほど言ったように、今の状態だと高さが少し低い気がするのです。そうしたところも含めて検討してもらえればありがたいと思いますが、いかがですか。

参事（兼）総務課長

設備等を更新して新しい機材を入れるときには、そうしたことにも配慮したいと思っています。実際どのような不具合があるかは詳しく把握していませんので、今詳しいことは言えませんが、その辺りも含めて対応していきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で議会事務局関係及び人事委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、7月6日、月曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午後2時9分 散会

令和2年7月6日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 総務部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)
- 2 議案第136号
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案 (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 3 議案第137号
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 4 議案第138号
秋田県県税条例の一部を改正する条例案 (討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 議案第139号
秋田県県税条例等の一部を改正する条例案 (討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 議案第149号
交通事故に係る和解について (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 7 意見書案(議員提出)
台湾の世界保健機関(WHO)年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書 (検討)
(意見一致) (提出決定)
- 8 所管事項調査の継続 (継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会議務局議事課	斉藤昂太
議会議務局政務調査課	阿部秀樹
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	田中紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	安村祥吾

午後1時31分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	神部秀行
総務部次長(兼)副危機管理監	小野正則
総務課長	坂本雅和
人事課長	山木将弘

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

総務部長

【自己紹介】

委員長

次に、総務部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務部長

【当日配付資料「職員の処分について」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員(分科員)

処分については理解しましたが、今回処分された職員の問題は、昨年度のこの件だけですか。ほかの日常の業務について何かありませんでしたか。47歳ですから、そのようなことはないと思いますが、今成人の発達障害とかいろいろと——特定の分野ではすごい能力を持っているけれども、別の分野のことがなかなかできないといったことがあります。そのようなことだとすれば、もちろん上司の指導や対応が重要になるのですが、庁内全体でそれに対応した体制をきちんと取っていくことも、今社会的に求められていると思います。この方がそうでないとしても、そうしたことは求められていると思いますが、県としてどのような対応を考えているのか教えてく

会議の概要

ださい。

人事課長

処分の際し、当方で本人や管理監督者にヒアリングを行いました。これ以外の業務については特段問題はなかったと聞いています。この件に関しては、本人にとって苦手なシステム操作等があり、それを怠りながらほかの業務をしていく中で、失念してしまったという状況です。それぞれの課所において、今後業務を遂行する上で、年間のスケジュールをきちんと立てるよう、短期間で行わなければならない業務等についても、きちんとスケジュールを意識しながら対応していくよう、当方から指導を行ったところです。

加藤麻里委員（分科員）

この業務は1人で行っていたのですか。

人事課長

この業務の担当者は当事者1人と聞いていますが、当然、班長、課長の決裁を受けながら業務を進めるべきものです。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で総務部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後1時37分 休憩

午後1時38分 再開

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	神部秀行
総務部次長	松本欣也
財政課長	神谷美来
企画振興部長	出口廣晴
あきた未来創造部長	高橋修
議会事務局長	恵比原史
人事委員会事務局長	高橋能成

委員長

委員会を再開します。

初めに、人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

総務部長

【説明者を紹介】

委員長

次に、各委員から発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第136号、議案第137号、議案第138号、議案第139号及び議案第149号、以上5件を一括議題とします。

まず、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第136号ほか4件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第136号ほか4件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、北林丈正議員提出の意見書案についてお諮りします。

「台湾の世界保健機関（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書」案について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

お諮りします。本意見書案を、原案のとおり総務企画委員会提出の意見書案とすることとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。本意見書案は、原案のとおり総務企画委員会提出の意見書案とすることと決定されました。

なお、本意見書案の提出手続等については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員長

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、本意見書案の提出手続等については、委員長一任とすることと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査

を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後1時40分 閉会